

農林振興課

☎ 営農推進係 (509・511)

令和6年度新規就農研修生を募集しています

大崎町で新たに独立就農をめざす方に農業技術等を習得していただくための研修事業を実施します。

1	研修品目	施設ピーマン
2	研修期間と研修方法	【研修期間】 2年間(令和6年7月1日研修開始、令和8年6月30日研修修了) 【研修方法】 1年目 町内ピーマン農家で実地栽培研修 2年目 半独立経営方式の研修(研修ハウス(13a)で得た収入+研修手当を支給) ※畑かんセンター開催の農業基礎講座、簿記研修やJAの現地検討会等指導体制あり
3	研修条件	・農業に対する熱い思いと意欲がある新規就農希望者 ・大崎町に住所を有する方 (研修開始時に町内に移住し、研修修了後も引き続き大崎町内に定住し就農できる方) ・概ね45歳未満で、心身共に健康である方 ・必要農機具を購入するための自己資金がある方 等 ※2年目の研修中に収入が少なくなる期間(5か月間程)があるのでご注意ください。
4	募集人員	1組2名(原則夫婦)
5	研修手当等	【研修手当】 1年目 夫婦300万円/年 ※単身180万円/年 2年目 独立経営のハウス(13a)での売上があるため、研修手当は1年目の研修手当の半額(夫婦150万円/年 ※単身90万円/年)程度を支給する予定です。 ※国の就農準備資金(旧事業名 農業次世代人材投資資金)を申請していただきます。 (国の制度のため交付要件や金額等変更になる場合あり)
6	その他の支援	【家賃助成】 家賃の1/2を最長2年間助成(限度額 1万円) ※要件がありますので、詳しくはお尋ねください。
7	申込方法等	【募集期間】 令和5年9月14日(木)～令和6年2月2日(金) 【決定までの流れ】 ①農林振興課へ研修体験申込の連絡(令和6年2月2日(金)まで) ※研修や申込の流れについて詳しく説明します。 ②研修体験 ※研修体験後に申込用紙をお渡します。 ③研修申込(研修体験後～2月23日(金)まで) ④予備審査 ⑤決定審査 ⑥決定通知

延長しました!

大隅曾於地区消防組合

☎ 099-482-0119

消防署からのお知らせ「火の取扱いにご注意を！」

昨年と比べて、火災が多く発生しています！
特に、「たき火」、「田畑の野焼き」から火災になるケースが多いので、火の取扱いには、十分注意してください。

火災発生時に「防災行政無線」から緊急放送が流れます。

火災の種別は、右のとおりです。

①	「建物火災」	建物又はその収容物の火災
②	「林野火災」	森林、原野等の火災
③	「車両火災」	車両等の火災
④	「船舶火災」	船舶等の火災
⑤	「その他火災」	①～④以外の田畑、空地、河川敷等の火災

●大隅曾於地区消防組合：災害情報案内(テレガイド)について

火災等が発生しているときに自動音声がかかります。

☎099-482-5599